

猿ヶ石川 ②

1 漁業権番号	内共第25号（猿ヶ石川）							
2 漁場の区域	基点第30号と基点第30号の2を結ぶ線から上流の猿ヶ石川本流及びその支流の区域 基点第30号 花巻市高木第13地割78番地の標識（国土交通省河川区域標柱） 基点第30号の2 花巻市矢沢第2地割354番地の標識							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り がら掛け	遠野市宮守町下鱒沢26地割旧発電用水取水口えん堤から下流の猿ヶ石川本支流の免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表する日から11月30日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	餌釣り 置釣り	〃	1月1日から12月31日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃			
		こい	〃	〃	〃			
		ふな	〃	〃	〃			
		わかさぎ	〃	〃	〃			
	かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで				
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、日の出から午前7時までとし、2尾以内とする。 イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		北上市更木町地内の臥牛発電所用水路えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで（9月10日から10月10日までの間のあゆの友釣り又はがら掛けによる採捕を除く。）			
花巻市東和町晴山地内のかぶら用水えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域			〃					
田瀬ダムえん堤上流650メートルの区域及び同えん堤下流400メートルの区域			1月1日から12月31日まで					
(3) 全長の制限	名称		禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
	いわな		〃					
	うなぎ		30センチメートル以下					
	うぐい		10センチメートル以下					
	こい		20センチメートル以下					
	ふな		〃					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,300	円 9,000	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくらます いわな うぐい こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り				
			うなぎ	餌釣り 置釣り				

	雑魚	やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り	900	6,500		
		うなぎ	餌釣り 置釣り				
	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。						
	イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。						
	ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。						
	遊漁券販売所	名 称	電話番号	名 称	電話番号		
	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
	(2) 県内共通遊 漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ		友釣り	円	円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712
		やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな わかさぎ(氷上釣 りを除く。) か じか		餌釣り 擬餌釣り	22,400	20,100	
雑魚	うなぎ		餌釣り 置釣り				
	やまめ さくらま す いwana うぐ い こい ふな わかさぎ(氷上釣 りを除く。) か じか		餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000		
5 遊漁に際し守 るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						